

令和7年7月11日

## 人 事 院 事 務 総 長

「災害補償制度の運用について」の一部改正について（通知）

「災害補償制度の運用について（昭和48年11月1日職厚—905）」の一部を下記のとおり改正したので、令和7年8月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第11の2 介護補償関係 1～3 (略) 4 規則16—0第28条の3の 「人事院が定める額」は、次に 掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額とする。 (1) 介護を要する状態の区分が 規則16—0第28条の2の	第11の2 介護補償関係 1～3 (略) 4 規則16—0第28条の3の 「人事院が定める額」は、次に 掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ次に定める額とする。 (1) 介護を要する状態の区分が 規則16—0第28条の2の

表常時介護を要する状態の項に該当する場合（(2)において「常時介護を要する場合」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（(2)に掲げる場合を除く。）

その月における介護に要する費用として支出された額（その額が186,050円を超えるときは、186,050円）

(2) (略)

(3) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表随時介護を要する状態の項に該当する場合（(4)において「随時介護を要する場合」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（(4)に掲げる場合を除く。）

その月における介護に要する費用として支出された額（その額が92,980円を超えるときは、92,980

表常時介護を要する状態の項に該当する場合（(2)において「常時介護を要する場合」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（(2)に掲げる場合を除く。）

その月における介護に要する費用として支出された額（その額が177,950円を超えるときは、177,950円）

(2) (略)

(3) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表随時介護を要する状態の項に該当する場合（(4)において「随時介護を要する場合」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（(4)に掲げる場合を除く。）

その月における介護に要する費用として支出された額（その額が88,980円を超えるときは、88,980

<u>四</u> ) (4) (略) 5 ~ 9 (略)	<u>四</u> ) (4) (略) 5 ~ 9 (略)
------------------------------------	------------------------------------

以 上